

特集「支援費支給制度を使う」 サービス編

前号は、支援費支給制度の基礎的なことをご紹介しました。
こんどは、どんなサービスが使えるのか、どう選ぶか、ご紹介します。

(厚生労働省発行のパンフレット「支援費制度がはじまります。」を参考にしています。)

◇ちょっと復習◇

- ①利用者が選び、サービス事業者と契約をして、サービスが提供されます。
- ②サービスを受けるのに必要なお金は、支援費といって、利用者本人の支援度によって2～3段階にわかれます。支援費は、契約したサービス事業者に支給されます。
- ③利用者には、一部、自己負担があります。
- ④選ぶのは、利用者本人です。本人が選べないときは、本人のことをよく知っているご家族が選ぶのを助けます。
- ⑤選ぶには、情報がないとこまります。今から、自分たちの町のサービス資源のことをよく調べておきましょう。

1 身体障害のある人が利用できるサービス

～身体障害者更生施設～

リハビリを受けたり、自宅で生活できるための訓練を受けるところです。入所と通所があります。埼玉県では上尾市の埼玉県総合リハビリテーションセンターと大里郡江南町の江南施設（視覚障害のみ）の2ヶ所です。

～身体障害者療護施設～

リハビリを受けながら生活するところです。羽生市にある白鳥園や希望の里、草加市にあるそうか光生園など県内に16施設がありますが、埼玉北地域にはまだありません。

～身体障害者授産施設～

仕事ができるようになるための訓練を受けるところです。入所と通所があります。県内各地に18施設ありますが、埼玉北地域にはまだありません。

埼玉北地域（久喜市・幸手市・宮代町・白岡町・菅蒲町・栗橋町・鷲宮町・杉戸町）では、どのくらいサービスがととのっているでしょう？



2 知的障害のある人が利用できるサービス

～知的障害者更生施設～

地域で生活するために必要な訓練や作業をするところです。入所と通所があります。埼玉北地域では、太陽の里、あやめ寮、久喜啓和寮、久喜市いちょうの木があります。

～知的障害者授産施設～

おもに仕事ができるようになるための訓練を受けるところです。入所と通所があります。埼玉北地域では、幸手学園、れんげそう作業所があります。

～グループホーム～

世話人の援助を受けながら、アパートや一軒家などで、4人くらいで、共同生活をするものです。埼玉北地域には、久喜啓和寮が運営する2軒があります。

～通勤寮～

自立した生活をめざして、職員の援助をうけながら共同で生活するところです。埼玉北地域にはまだありません。埼玉県では児玉郡美里町に1カ所あります。

～心身障害者福祉協会が設置する福祉施設～

重い障害のある人が、訓練や作業をするところです。群馬県の国立コロニーがあります。

3 共通のサービス

～ホームヘルプサービス (居宅介護等事業)～

ホームヘルパーが家庭を訪問して、掃除や洗濯、食事の用意などをお手伝いします。どこの市町村でも利用できます。

身体障害者：巡回型と滞在型があり、必要に応じて利用することができます。
知的障害児者：現在の所、利用件数が少なく、活用できていないようです。

～デイサービス～

デイサービスセンターに通って、作業をしたり、お風呂に入ったりするサービスです。

身体障害者：県内に14カ所あり、埼玉北地域では、久喜市のふれあいセンター久喜にて身体障害者のデイサービスを行っています。
知的障害児者：埼玉北地域には、久喜市のぞみ園が児童のデイサービスを行っているのみです。

～ショートステイ（短期入所事業）～

家族が病気になったときやなんらかの理由で、療養施設や更生施設などを利用するものです。

身体障害者：今までは1回、一週間が原則でしたが、今後は家庭の状況等により期間が決められます。
知的障害児者：泊まりと日帰りで、目的に合わせて利用できます。最近は通所施設でも、利用できるようになってきました。

※地域のデイケア施設や小規模授産施設、生活ホームは支援費支給制度の対象になりません
手つぎは今までどおり市町村に申し込みます。

4 サービスを選ぶポイント

自分が生活するためにはどのようなサービスが必要かという視点で選びます。

- ◎窓口は、話のしやすい雰囲気でしたか？
- ◎きいたことや、相談したことに、すぐに対応してくれましたか？
- ◎どんなサービスが提供されていますか？時間や頻度、費用も確かめましょう。
- ◎ひとりひとりの個性を尊重してくれますか？柔軟な対応をしてくれますか？
- ◎家から、近いですか？利用しやすいところがいいですよ。



トピックス

養護学校の子供たちを中心とした学童保育を作る会の活動をご紹介します！！

障害児学童保育を作る会 会長 小林 あつ子

平成14年5月、久喜養護学校の保護者を中心に「障害児学童保育を作る会」が発足しました。埼玉県では「養護学校放課後児童対策事業」をすすめており、この事業に対して補助金を交付する制度があります。そして、現在県内の多くの所に障害児学童保育が開所しています。

学童保育を作る会を発足するにあたって実施したアンケート（対象、久喜養護学校保護者152名、回収数119名、（回収率78.3%）では、「Qどこで放課後過ごしているか」に対して、ほとんど自宅が85名（71.4%）を占め、「Q誰とすごしているか」（複数回答）に対し、母親96名が最も多く、次いで兄弟姉妹が多かった。友達、家族以外の人と答えた人は10名という結果でした。

健常な子ども達の生活を考えると、小学、中学、高校と大きくなるにつれて家の外に出て、友達や様々な人と関わる機会が増えていく。そして、経験を積み重ね成長し、やがて子どもは親から親は子供から自立していく。障害のある子ども達も、親たちもその願いは同じです。子どもには、子どもらしい豊かな生活を、親には、一人の社会人として豊かな生活を、その為には、障害児学童保育の実現が必要だと考えています。

開所の準備は始まったばかりで、これからいくつもの山を乗り越えなければなりません。そんな私たちにとって、同じ思いの仲間がいると言うのが何よりの励みです。